

# 規制の事前評価書

<p><b>政策の名称</b></p>	<p>ラベル表示義務の対象物質の拡大</p>	<p><b>担当部局名</b></p>	<p>労働基準局安全衛生部</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>化学物質対策課長 森戸 和美</p>	<p><b>評価実施時期</b></p>	<p>平成27年4月</p>
<p><b>法令案等の名称・関連条項</b></p>	<p>労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案  <b>【関係条項】</b>                  労働安全衛生法の一部を改正する法律による改正後の労働安全衛生法第57条、第57条の2、第57条の3及び第113条等</p>						
<p><b>規制の目的、内容及び必要性等</b></p>	<p><b>【現行の規制】</b>                  ○表示等(法第57条第1項、安衛令第18条)                  労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、政令で定める危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に当該化学物質の名称、人体に及ぼす作用等を表示しなければならないこととされており、これを受けて労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)は、表示対象物について、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれがあることが明らかになっている化学物質のうち、その利用の程度、労働災害の発生状況等を勘案し特に労働者に注意喚起することが必要なもの(104物質)としている。                  ○文書の交付等(法第57条の2第1項、安衛令第18条の2、安衛令別表第9)                  安衛法第57条の2においては、政令で定める危険・有害な化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付等により当該物質の名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用等を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者者に通知しなければならないこととされており、これを受けて安衛令は、譲渡・提供者に文書の交付等が義務づけられる化学物質(以下「通知対象物」という。)として、労働者に危険又は健康障害が生じるおそれがあることが明らかになっているもの全般(640物質)を対象として定めている。</p> <p><b>【改正の内容】</b>                  化学物質による労働災害を未然に防止するため、安衛法第57条第1項の表示義務の対象物について、現在は104物質を対象としているところ、安衛令別表第9に掲げる通知対象物(640物質)等までその対象を拡大する。(ただし、譲渡又は提供の過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものであって、譲渡又は提供時に危険又は健康障害が生じるおそれのないものについては、表示義務の対象から除く。)</p>						
<p><b>想定される代替案</b></p>	<p>安衛令別表第9に掲げる通知対象物(640物質)については、化学物質の譲渡・提供者に対し表示を求めることを努力義務とし、努力義務規定に基づく行政指導によりその実効性を担保する。</p>						
<p><b>規制の費用(注)</b></p>	<p><b>費用の要素</b></p>	<p><b>代替案の場合</b></p>					
<p>1 遵守費用</p>	<p>本規制により、化学物質の譲渡・提供者に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。                  ・容器・包装への表示(年間数万円～)</p>	<p>国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む場合には、化学物質の譲渡・提供者にあっては、次の費用が発生する。                  ・容器・包装への表示(年間数万円～)</p>					
<p>2 行政費用</p>	<p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。                  ※ 現行規制において、ベンゼン等他の有害物に対しても既にラベル表示義務が定められており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。</p>	<p>国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。                  ※ 新たにラベル表示義務の対象となる化学物質は、現行規制においてもラベル表示が努力義務とされており、その履行確保のための周知・指導を行っている。</p>					
<p>3 その他の社会的費用</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないと考えられる。</p>	<p>危険性・有害性に関するラベル表示が徹底されないことにより、労働災害が発生する可能性が高まる。</p>					
<p><b>規制の便益</b></p>	<p><b>便益の要素</b></p>	<p><b>代替案の場合</b></p>					
<p><b>【労働者への便益】</b>                  危険性・有害性に関するラベル表示がされる化学物質が拡大することにより、その化学物質の危険性・有害性を労働者が直接目にする機会が増え、より認識しやすくなり、労働災害の未然防止に資する。</p> <p><b>【事業者への便益】</b>                  上述【労働者への便益】のとおり、労働災害の未然防止が促進され、その結果、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p><b>【国民全体への便益】</b>                  労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>	<p><b>【労働者への便益】</b>                  改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、危険性・有害性に関するラベル表示がされる化学物質が拡大することにより、その化学物質の危険性・有害性を労働者が直接目にする機会が増え、より認識しやすくなり、労働災害の未然防止に資する。</p> <p><b>【事業者への便益】</b>                  改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、労働災害の未然防止が促進され、その結果、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p><b>【国民全体への便益】</b>                  改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>						
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>本規制の便益は、化学物質による労働災害を防止することである。                  費用については、すでに一定の化学物質を譲渡・提供する際の容器・包装に対するラベル表示については義務化されており、今回の規制は、この対象物質を拡大するものであることから、行政の費用が増加することはない。また当該化学物質の譲渡・提供者については遵守費用は増加するものの、事業者全体にとって、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ラベル表示義務の対象物質の拡大は適当と判断する。                  一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、必ずしもラベル表示がなされるとは限らず、そのため、化学物質による労働災害の未然防止等について効果が限定される。                  したがって、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質を譲渡・提供する際のラベル表示義務を履行させるため、努力義務に基づく行政指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>						

<b>有識者の見解その他関連事項</b>	<p>労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において、以下のとおり記載されている。</p> <p>1 化学物質管理のあり方 (対策の方向性)</p> <p>エ 労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、譲渡者又は提供者に対してラベルを表示することが義務づけられている化学物質の範囲を、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質(例えば、労働安全衛生法第57条の2に基づき安全データシート(SDS)の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質)まで拡大することが適当である。その際、国際的な取扱いとの整合に留意することが適当である。</p> <p>オ ラベルの表示を義務づける化学物質の範囲を拡大した場合、多種類の化学物質を混ぜ合わせている混合物については、ラベルに表示すべき成分の種類が大幅に増加し、その結果、容器等に貼るラベルの絵表示を含む表示全般について縮尺が小さくなってしまい、労働者に危険性・有害性等の情報が伝わりにくくなることが懸念される。このため、ラベルへの成分の表示については、安全データシート(SDS)にも全ての成分が記載されていることを踏まえて、労働者に情報が伝わりやすくなるよう見直すことが適当である。</p> <p>カ ラベルの表示を義務づける範囲を拡大するに際しては、ラベルの意味や読み方が労働者に正確に理解されるよう事業者において労働者に対する周知・教育を行うべきであるが、併せて国が周知・広報を行うべきである。</p>
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	国際機関等における発がん性等の評価の見直し等の場合に見直しを行う。